

○H24は年全川、H25～は審議河川を絞り(3分割)、毎年度現地視察を行い審議の重点化、効率化を図っている。
○R4年度より、更に審議河川を絞る(5分割)とともに、説明内容を重点化することで、審議内容をより深化させていくこととした。

H19. 8. 16 淀川水系河川整備基本方針 策定

H21. 3. 31 淀川水系河川整備計画 策定

【河川整備の目標】

- ①人と川のつながり
- ②河川環境
- ③治水・防災
- ④利水
- ⑤利用
- ⑥維持管理

H24. 7 淀川水系流域委員会 設立

- ・年4回程度開催
- ・専門委員会（専門性の高い議論を行う）
- ・地域委員会（住民にとって身近でわかりやすい議論を行う）の2つに分けて開催

★進捗点検に関する報告書について
流域全体の視点に立って、できるだけ効率的かつ具体的に進捗点検できるよう
【項目】【観点】【指標】を設定（できる限り数値化）



H25より

- ・年3回程度開催
- ・河川管理者は毎年進捗点検を実施し、報告書を取りまとめる
- ・審議対象項目を絞り込み、各項目を幅広く点検するために、各年度の審議を河川毎に分けて3年ローテーションで進捗点検を実施

H25年度 淀川・宇治川・琵琶湖
H26年度 桂川・猪名川
H27年度 木津川下流・木津川上流

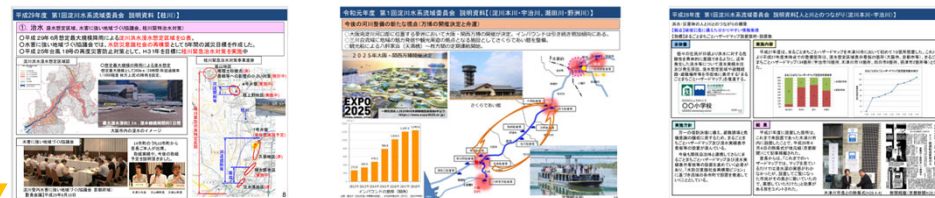


H28より

- ・年1～2回程度開催
- ・各年度毎に対象河川を設定し、3年のローテーションで進捗点検を実施

H28年度 淀川・宇治川・瀬田川・野洲川
H29年度 桂川・猪名川
H30年度 木津川下流・木津川上流
R1年度 淀川・宇治川・瀬田川・野洲川
R2年度 桂川・猪名川

- ★近年における「社会情勢の変化・地域の状況」、今後の河川整備の新たな視点を追加説明
- ★実施内容（アウトプット）に加えて、その結果（アウトカム）を整理
- ★観点及び指標の集約・再編



R3. 8. 6 淀川水系河川整備計画（変更） 策定

R4より

- ・年1回程度開催
- ・各年度毎に対象河川を設定し、5年のローテーションで進捗点検を実施

★指標に基づく個別資料から、重点化した総合的な説明資料に見直し、審議をより深化

R4年度 木津川下流・木津川上流
R5年度 淀川・宇治川
R6年度 瀬田川・野洲川
R7年度 桂川
R8年度 猪名川



淀川水系における新たな流域委員会の骨格（H23.6）と現状

	骨格（H23.6）	現状
（１）役割	・新たな流域委員会の役割は、 ① 河川整備計画に基づき河川管理者が年度毎に実施する事業や施策の進捗状況の点検結果について意見を述べ、河川管理者がそれに基づき必要な処置・改善をしていく展開につなげること ② 進捗状況の点検結果や社会情勢の変化を踏まえ河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が示す変更原案に対して意見を述べることとする。	・毎年度、事業や施策の進捗状況の点検を実施し必要な処置・改善を実施している。 ・事業の進捗状況を踏まえた河川整備計画変更（R3.8）を実施している。
	・各委員には個別の課題にとどまらず、幅広くそれぞれの専門分野からの意見をいただく。	
	・基本的に十分に議論した上で意見をとりまとめていただく。しかしながら、結果として、異なる複数の意見となった場合には必ずしも意見を統一する必要はなく、その複数の意見を併記していただく。	
	・いただいた意見を踏まえて河川管理者が最終的に責任をもって計画の実行や計画の変更内容を決めることを明確にする。	
	・河川管理者は、既存の委員会等の審議を反映して進捗点検や河川整備計画の変更原案の作成を行い、新たな流域委員会ではこれらについて意見を述べていただく。なお、河川管理者は新たな流域委員会や既存の委員会等について、その設置目的に応じた運営を行う。	
	・これらのことを新たな流域委員会発足時に明確に委員会に示す。	
	・事業評価は、新たな流域委員会で行わず、「近畿地方整備局事業評価監視委員会」において行う。	
（２）組織と構成	・委員の専門性が有効に発揮されるよう、地域に詳しい委員が住民にとって身近でわかりやすい議論を行う「地域委員会」と専門家が専門性の高い議論を行う「専門家委員会」の２つの委員会を設ける。なお、両委員会には議事進行や意見のとりまとめを行う委員長を置く。	・毎年度、事業や施策の進捗状況の点検を、「住民にとって身近でわかりやすい議論を行う地域委員会」と「専門性の高い議論を行う専門家委員会」で実施しており、それぞれ観点で点検を実施している。 ・R5,6年度の委員会では合同開催を実施した。
	・委員会の意見を効率的・効果的に聴取できるよう、委員の各分野のバランスを確保する。	・地域委員会と専門家委員会のそれぞれで、治水・防災、利水・利用、環境、危機管理、人文・経済・社会の５分野から委員を委嘱し、さまざまな分野で点検を実施している。ただし、現状、地域委員会は「危機管理」分野の委員が不在である。
	・多くの課題に対してより議論を深めることができるよう、各委員会の委員構成を10名程度とする。	・H24当初は地域委員会１２名、専門家委員会１０名で構成していたが、R7の現状では地域委員会7名、専門家委員会6名となり、各委員10名程度が確保できていない。
	・総合的な観点から審議が行えるよう視点が異なる両委員会の意見交換や情報交換を目的とした「連絡調整会議」を置く。なお、「連絡調整会議」は各委員会から選出されたそれぞれ2名程度の委員で構成する。	・毎年度、「連絡調整会議」を実施し、両委員会の意見交換や情報交換を実施している。

(3) 委員の選定	・河川管理者は、公正・公平に委員の候補者を推薦する推薦委員会を設置する。なお、推薦委員会は、治水・防災、利水・利用、環境、人文・経済・社会の4分野から1名ずつの委員で構成する。	・H24委員選定時は、治水・防災、利水・利用、環境、人文・経済・社会の4分野から1名ずつの4名の推薦委員会を設置し、地域委員は公募による候補者と河川管理者、関係自治体が推薦した候補者、専門家委員は河川管理者、関係自治体が推薦した候補者から推薦委員会が推薦し、河川管理者が決定した。
	・委員の任期については、これまでの委員会や他の委員会等も参考に2年とする。	・任期については、2年としている。ただし、R4に再任は6年を限度とすることを規約に追加。
	・地域委員は、継続的に淀川流域の河川に関係する様々な活動や研究を行っている方の中から選定する。	・当観点で選定。
	・専門家委員は、各専門分野の学会に属し実績と経験を持って現在も引き続き研究活動を行っている方の中から選定する。	
	・「地域委員会」の委員は、これまでの流域委員会と同様に公募による候補者と河川管理者が推薦した候補者のリストをもとに、推薦委員会が地域性や活動分野等を考慮して候補者を推薦し、河川管理者が選定する。	
	・「専門家委員会」の委員は、各分野の専門性が重要であることから河川管理者が推薦した候補者のリストをもとに、推薦委員会が専門性を考慮して候補者を推薦し、河川管理者が選定する。	・推薦委員会での審議過程もHP等で公開。
	・透明性を確保するため、推薦委員会の審議過程は、ホームページ等を用いて公表する。	
(4) 運営	・情報公開：引き続きすべての会議（委員会）は公開とし、会議資料や議事録及び寄せられたご意見の積極的な情報公開に努める。なお、委員会や会議資料の公開方法等について情報公開方針を定める。	・これまでの淀川水系流域委員会の会議資料や議事録は全て公開している。
	・運営：委員会の運営は、中立性、透明性を確保しつつ、河川管理者が行う。なお、委員の負担軽減や出席可能な会議の設定による委員の公平な発言機会の確保のため、委員会審議の時間的、財政的制約を各委員に明確に示し、運営の効率化に取り組むとともに、年3～4回の開催を原則とし、開催日時も工夫する。委員会の事務局は、近畿地方整備局河川部に置き、河川管理者たる河川事務所、関係府県河川部局及び水資源機構関西支社がこれを補助する。	・運営は河川管理者が行っている。 ・H24は年4回開催（全河川を対象に分野別）した。H25～R2は年1～3回開催（項目を絞り幅広く点検することを目的に審議河川を3つに分けて）した。R4～は年1回開催（更に審議河川を5つに分けて審議時間を確保）した。ただし、毎年度現地視察を行い審議の重点化、効率化を図っている。
	・庶務業務（連絡・調整、会議開催計画・運営、委員会審議支援及び情報発信等）：これまでの流域委員会における庶務業務の多くは、議事録作成や会場設営など委員会審議に関与するものではなかったことから、効率化とコスト縮減の観点から、河川管理者が行う。	・庶務業務は河川管理者が行っている。
	・傍聴：情報公開の観点から、委員会はこれまでと同様に公開とし、傍聴できるようにする。傍聴者の発言については、原則として広く一般の声をお聞きする観点から「地域委員会」で求め、「専門家委員会」では専門的見地から意見をいただくことから傍聴者の発言は求めない。また、議事の進行を妨げる行為や発言が認められた場合には、委員長及び事務局において厳正に対応する。	・全ての委員会で傍聴可としており、傍聴者の発言は地域委員会で実施している。R5,6の合同開催時にも傍聴者の発言は可としている。

(5) 関係自治体との関係	・ 河川管理者は河川法第16条の二第5項に基づき関係自治体意見を聴く責務があることから早い段階から継続的に関係自治体の長の意見を聴き取る。	・ R3.8の河川整備計画変更時には、当初整備計画策定時に長期間を要したことを踏まえ、早い段階から継続的に関係自治体の意見を聴きながら進めてきた。
	・ 関係自治体は住民生活の安全に対して総合的な責任を有すること、また、河川管理者と関係自治体とは河川整備計画のみならず幅広く意見交換を行う必要があることから、新たな流域委員会とは別に、河川管理者と関係自治体とが意見交換を行う仕組みを構築する。	・ 河川整備計画に位置づけた整備が大幅に進捗したこと、平成25年台風第18号を始め豪雨が頻発したことも相まってではあるが、淀川大塚切れ100 年を契機に一堂に会した沿川自治体からは、流域全体で河川整備のさらなる推進を求められたことも踏まえ、淀川水系における河川整備のあり方について、関係府県と意見交換を行い、関係府県から河川整備計画を見直すべきとの意見をいただくこととなった。
	・ その形態については、淀川流域の自治体の会議を設置するとの府県のご意見や最近の活動もあることから、現在、提案されている「流域自治会議（仮称）」の動きを見定め、関係府県と十分な調整を行い決めていく。	
	・ 河川管理者は、関係自治体の意見等を新たな流域委員会に情報提供する。また、新たな流域委員会における議論のために関係自治体の意見を聴取する必要がある場合には、各委員会と調整したうえで河川管理者が意見聴取を行う。	・ 淀川水系流域員会にも関係自治体からの意見を委員会の場で共有した。
(6) 関係住民との関係	・ 河川管理者は、河川法第16条の二第4項に基づき、関係住民への説明の機会を設ける等により、引き続き積極的に意見を聴取する。なお、その結果は新たな流域委員会に情報提供する。	・ 淀川水系流域員会にも関係住民からの意見を委員会の場で共有した。
	・ 新たな流域委員会における議論のために関係住民の意見を聴取する必要がある場合には、各委員会と調整したうえで河川管理者が意見聴取を行う。	